

食品容器包装におけるプラスチックをめぐる情勢

令和7年10月

農林水産省

新事業・食品産業部外食・食文化課

目次

1. 食品産業におけるプラスチック製容器包装をめぐる状況 … 2
2. 食品プラスチック容器包装のリデュース、リサイクル
に向けたこれまでの取組 … 9
3. 容器包装プラスチックをめぐる国内外の政策動向 …14
4. 食品のプラスチック容器包装のリサイクルの課題 …22

1. 食品産業におけるプラスチック製容器包装をめぐる 状況



プラスチック資源循環を取り巻く国内外の動き

年	国内		国際	
2019	5月	<p>プラスチック資源循環戦略 策定（関係9省庁決定） 3 R + Renewableの基本原則と6つの野心的なマイルストーン等を掲げた 【マイルストーン】</p> <p>リデュース ① 2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制</p> <p>リユース・リサイクル ② 2025年までにリユース・リサイクル可能なデザインに ③ 2030年までに容器包装の6割をリサイクル・リユース ④ 2035年までに使用済プラスチックを100%有効利用</p> <p>再生利用・バイオマスプラスチック ⑤ 2030年までに再生利用を倍増 ⑥ 2030年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入</p>		
			6月	G20 大阪サミット 大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの提唱・共有
2021	6月	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 成立（2022年4月施行）		
2022			3月	第5回国連環境総会再開セッション（UNEA5.2） 海洋環境のプラスチック汚染に対応した国際的に法的拘束力のある文書（条約）を策定するための政府間交渉委員会（INC）を設立し、2024年末までの作業完了を目指すとの決議
2023			5月	G7 広島サミット
2024	8月	第5次循環型社会形成推進基本計画 閣議決定		
	12月	循環経済への移行加速化パッケージ 閣議決定	12月	EU 包装及び包装廃棄物規則（PPWR） 可決
2025	6月	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び 資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律 成立		

我が国における食品に係るプラスチック利用に関する主な制度

指定PETボトル
(飲料、酒類、特定調味料)



プラスチック製容器包装



その他プラスチック製品
(カトラリー、ストロー等)

〇一般廃棄物となる容器包装のリサイクルに関する措置を義務付ける

容器包装リサイクル法 (容リ法) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	再商品化義務 (再商品化費用の支払い) 対象製品: 義務あり: ①指定PETボトル、②プラスチック製、③紙製、④ガラス製 義務なし: アルミ缶、スチール缶、飲料用紙パック、段ボール 対象事業者: 容器包装の製造又は輸入する者、容器包装に詰めた商品を製造又は輸入する事業者 ※ 小規模事業者を除く
	定期報告義務 (目標設定、使用実績報告) 対象事業者: 小売事業者 (食品製造業、外食事業者等のうち一部でも小売を営む者は対象) 対象となる事業規模: 前年度において用いた容器包装の量が50トン以上であること

〇各種資源の3R (リデュース、リユース、リサイクル) の取組を求める

資源有効利用促進法 (資源法) 資源の有効な利用の促進に関する法律	識別表示義務 (リサイクルマークをつける義務) 対象製品: ①指定PETボトル、②プラスチック製、③紙製、④アルミ缶、⑤スチール缶 ⑥塩ビ建設資材、⑦小型二次電池
	New 再生資源の利用計画・定期報告義務 (食品・医薬品用途を除く) 対象資源: 再生プラスチック (P) 対象製品: ①容器包装、②自動車、③家電4品目 (P) 対象となる事業規模: 生産量(発注量)又は販売量(輸入販売に限る)が1万トン以上 (P) の者

〇プラスチック製品の設計段階から使用、排出・リサイクルまで各段階で3R+Renewableの取組を求める。

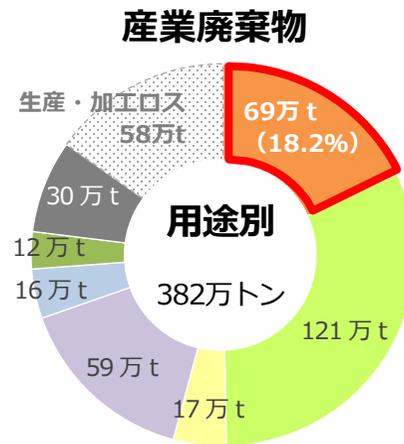
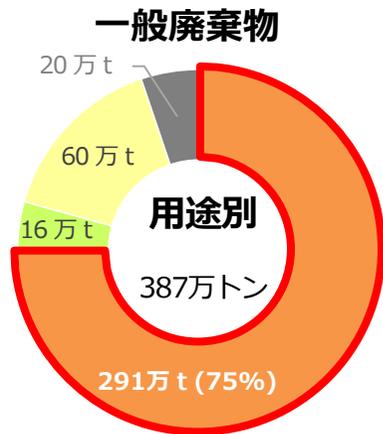
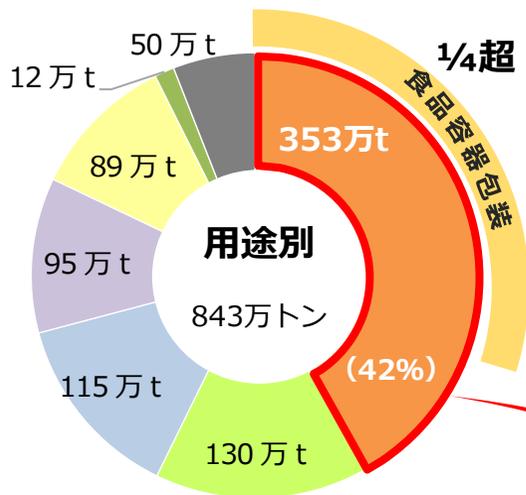
プラスチック 資源循環促進法 (プラ法) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律	プラ使用製品設計指針 (告示) に則して、製品の構造・素材の工夫や、取組に努めなければならない 環境配慮設計の認定制度	
	製品設計に関する認定基準がある製品: ①清涼飲料用ペットボトル容器、②文具、③家庭用化粧品容器、④家庭用洗浄剤容器 ※2025.7月告示 (2026年1月施行予定)	
	排出の抑制・再資源化等 (努力義務) ・判断基準省令に則した取組が求められる ・取組が著しく不十分な場合、多量排出事業者に対して勧告、公表、命令 多量排出事業者: 前年度におけるプラ使用製品産業廃棄物等の排出量が250トン以上 ※ただし、定期報告制度がない	使用の合理化 ・判断基準省令に則した取組が求められる ・取組が著しく不十分な場合、多量提供事業者に対して勧告、公表、命令 対象製品: 全12品目 対象業種: 小売業、宿泊業、飲食店等 多量提供事業者: 前年度50トン以上 ※ただし、定期報告制度がない

プラスチックの消費量及び排出量と食品容器包装の位置付け

- 国内のプラスチック製品の消費・排出量のうち容器包装類が4～5割程度を占め、多くが一般廃棄物として家庭から廃棄されている。
- プラスチック製品全体の1/4以上を食品容器包装が占める。

消費量

排出量



- 包装・容器等/コンテナ類
- 電気・電子機器/電線・ケーブル/機械等
- 輸送
- 建材
- 家庭用品/衣類履物/家具/玩具等
- 農林・水産
- その他

【出典】（一社）プラスチック循環利用協会
https://www.pwmi.or.jp/new_data-pamphlet.php

プラスチック容器包装消費量の内訳（推計）



【出典】（一社）プラスチック循環利用協会及びPETボトルリサイクル推進協議会資料等から農林水産省作成

※1. PETボトルリサイクル推進協議会「年次報告書2024」の2023年度実績。食品容器包装向けの再生PET利用は、再生PET利用製品・利用量のうち、食品用トレイ、食品用中仕切の合計を参照。

※2. 富士キメラ総研「2023年パッケージングマテリアルの現状と将来展望市場調査レポート」等に基づき、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社が整理した材質別の利用量推計値（非公表）の合計

※3. データは日本食品容器工業会「PSP容器の自主的回収量」及び（一社）プラスチック循環利用協会「プラスチック製品の生産・廃棄・再資源化・処理処分の状況 マテリアルフロー図」を参照。

容器包装の基本的な機能と役割

- 容器包装は内容物に応じ、**3つの基本機能**と**4つの具備要件**が求められる。
- 具備要件には、量、品質等の**生産適性**や、材料価格等の**経済性**、食品衛生法等に基づく**安全・衛生性**、省エネ・省資源化等の**社会・環境性**が含まれる。

基本機能

破損・環境変化から保護する機能

保護機能

- 物理的要因（熱、湿気、衝撃 等）
- 化学的要因（酸化、臭気 等）
- 生物的要因（微生物、虫 等）

運搬、陳列、使用し易くする機能

利便機能

- 流通上の利便性（運搬、積載、保管 等）
- 販売上の利便性（識別、小分け 等）
- 消費上の利便性（開封、利便 等）

内容物の表示・説明を行う機能

情報機能

- 訴求性（商品PR、アイキャッチ性 等）
- 商品表示（食品衛生法、薬事法、JAS法 等）
- 取扱表示（バーコード 等）
- 使用包装材料（材質表示、廃棄方法 等）

具備要件

製品の品質の安定と、需要に応じた供給能力

生産適性

- **量産性、供給・品質安定性**
- 包装機械・ライン化適性

容器包装価格の安定・低コスト化

経済性

- **材料価格**
- 製法・材質・意匠等の登録・ライセンス

関係法令・基準等を遵守した安全性の確保

安全・衛生性

- **食品衛生法**
- HACCP
- 乳等命令
- 製造物責任法（PL法）
- 薬事法等
- 各種自主規制・業界団体基準

消費者の利用、環境負荷への配慮

社会・環境性

- 省エネ・**省資源**（再生資源利用、リサイクル適性）
- 消費者保護法
- 適正包装（JIS-Z0108:2012、適正包装7原則）
- 法・条例等に基づく材質表示

食品容器包装に求められる機能

- 食品容器包装は、食品の品質保持、流通保管の効率向上、利便性の向上などの機能を持ち、食材ごとに求められる機能は異なる。
- 単一素材で実現困難な場合は、**複数素材をラミネートして複層化**することで成り立っている。

求められる機能

機械的性質	機械強度
	耐ピンホール性
	剛性・耐屈曲疲労性
耐候的性質	耐熱性／耐寒性
	耐水性
	遮光性／透明性
耐溶剤性	耐油性
	耐酸性／耐アルカリ性
バリア性	酸素バリア
	水蒸気バリア性
密閉性	ヒートシール性能
その他	印刷適性
	分離性・個包装
	保温性・断熱性
	電子レンジ適性

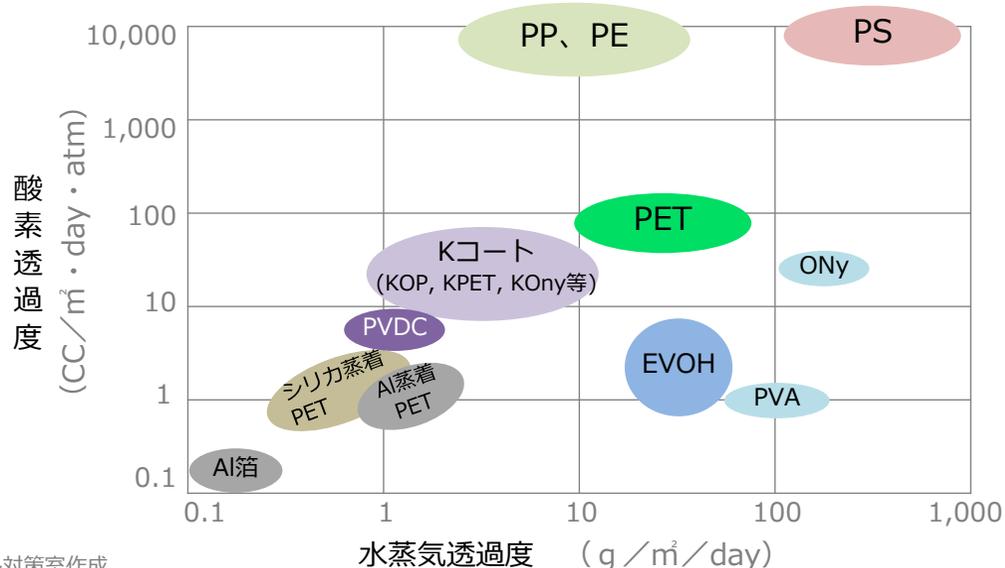
複層フィルム（多層フィルム、積層フィルム）



◆ 素材構成（例）

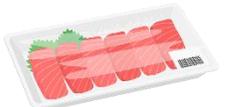
PET 12μm	耐熱性、寸法安定性
PA 15μm	強度
アルミ箔 7μm	酸素バリア、遮光性
PP 60μm	シール性、耐熱性

各種フィルムのバリア性



食品容器包装で使用する主なプラスチック素材

- 食品容器包装で使用する主な素材は下表のとおり。
- 同一の食品群であっても、使用される容器包装の素材・種類は食品企業・商品単位で異なる。

素材	略	事例																		
ポリスチレン	PS	 ラベル  乳酸菌飲料  ヨーグルト、ゼリー等容器	発泡性  食品トレー  ふた (非発泡) 惣菜容器  カップ麺容器  ラベル (非発泡) 納豆容器																	
ポリエチレンテレフタレート	PET	 ペットボトル  ショウ油  発酵乳飲料  卵パック  透明容器	複合素材  レトルトパウチ <table border="1"> <tr><td>PET</td></tr> <tr><td>PA</td></tr> <tr><td>アルミ箔</td></tr> <tr><td>PP</td></tr> </table>  菓子 <table border="1"> <tr><td>バリア性PP</td></tr> <tr><td>PE</td></tr> </table>  マヨネーズ <table border="1"> <tr><td>PE</td></tr> <tr><td>EVOH</td></tr> <tr><td>PE</td></tr> </table>  緑茶 <table border="1"> <tr><td>PET</td></tr> <tr><td>アルミ箔</td></tr> <tr><td>PP</td></tr> </table>  牛肉 <table border="1"> <tr><td>PE</td></tr> <tr><td>EVA</td></tr> <tr><td>PVDC</td></tr> <tr><td>EVA</td></tr> <tr><td>PE</td></tr> </table>	PET	PA	アルミ箔	PP	バリア性PP	PE	PE	EVOH	PE	PET	アルミ箔	PP	PE	EVA	PVDC	EVA	PE
PET																				
PA																				
アルミ箔																				
PP																				
バリア性PP																				
PE																				
PE																				
EVOH																				
PE																				
PET																				
アルミ箔																				
PP																				
PE																				
EVA																				
PVDC																				
EVA																				
PE																				
ポリエチレン	PE	 キャップ ペットボトル  精米袋  砂糖袋																		
ポリプロピレン	PP	 パン  菓子 (個包装)																		
その他	ナイロン (PA) PVDC EVOH等	 家庭用ラップフィルム (PVDC又はPE)  業務用ラップフィルム (PVC又はPE)																		

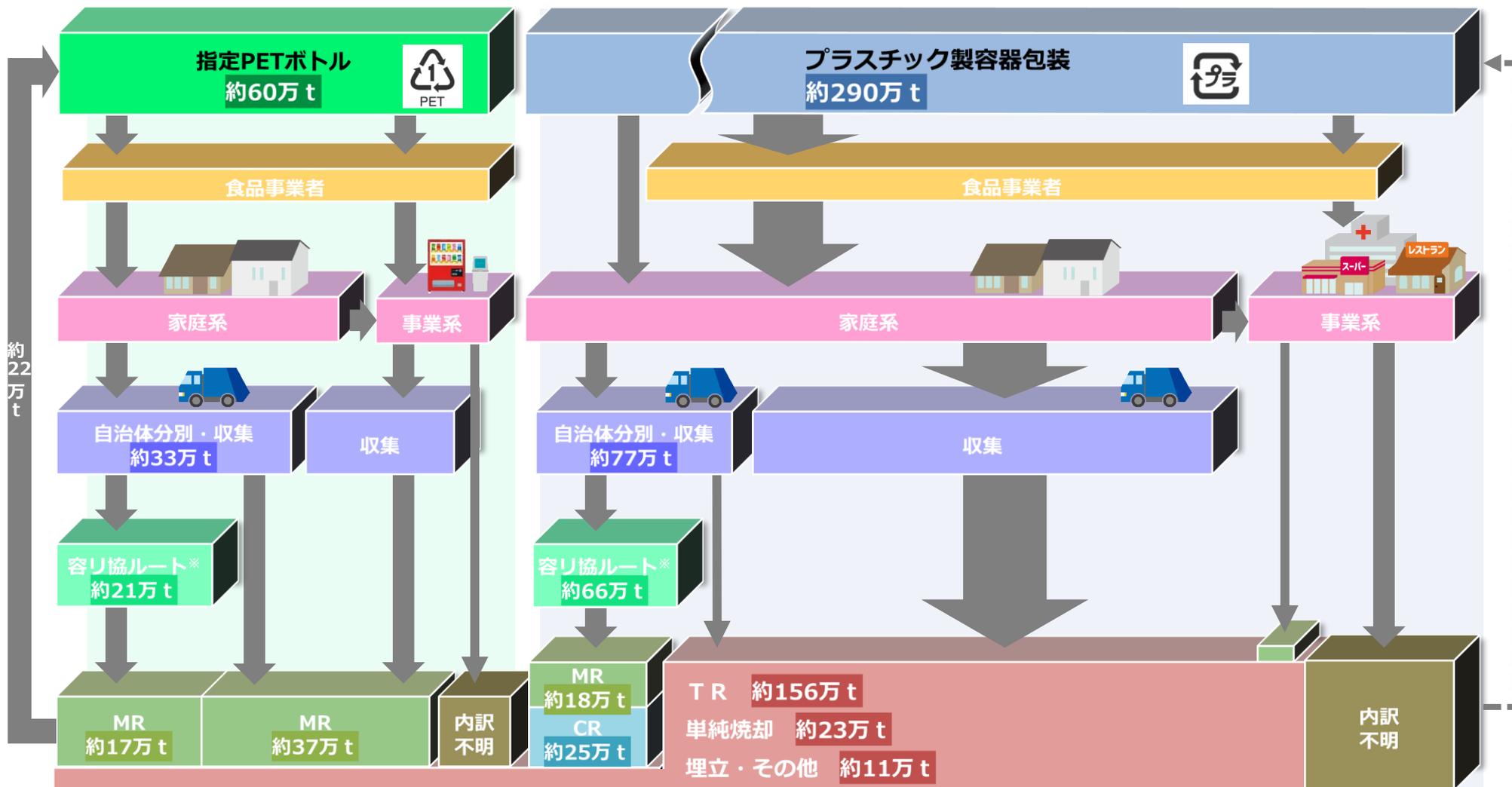
※ モノマテリアル材であっても、食品接触層にPE等のコーティングをしている場合がある。

2. 食品プラスチック容器包装の リデュース、リサイクルに向けたこれまでの取組



プラスチック製容器包装類のリサイクルの現状

- 指定PETボトルの8割以上がMRされ、そのうち一部はPETボトルとして**水平リサイクル**されている。
- その他のプラスチック製容器包装の多くはリサイクルされているものの、再商品化されている割合は低い状況。



※ プラ新法第32条に基づき市町村から容リ協に委託した製品プラ回収量を含む。

【出展】 (公財) 日本容器包装リサイクル協会「プラスチック製容器包装のリサイクルのゆくえ」 (<https://www.jcpra.or.jp/law/goals/pla.html>)

「ペットボトルのリサイクルのゆくえ」 (<https://www.jcpra.or.jp/law/goals/pla-bottle.html>)

(一社) プラスチック循環利用協会「プラスチック製品の生産・廃棄・再資源化・処理処分の状況 マテリアルフロー図」 (https://www.pwmi.or.jp/new_data-pamphlet.php)

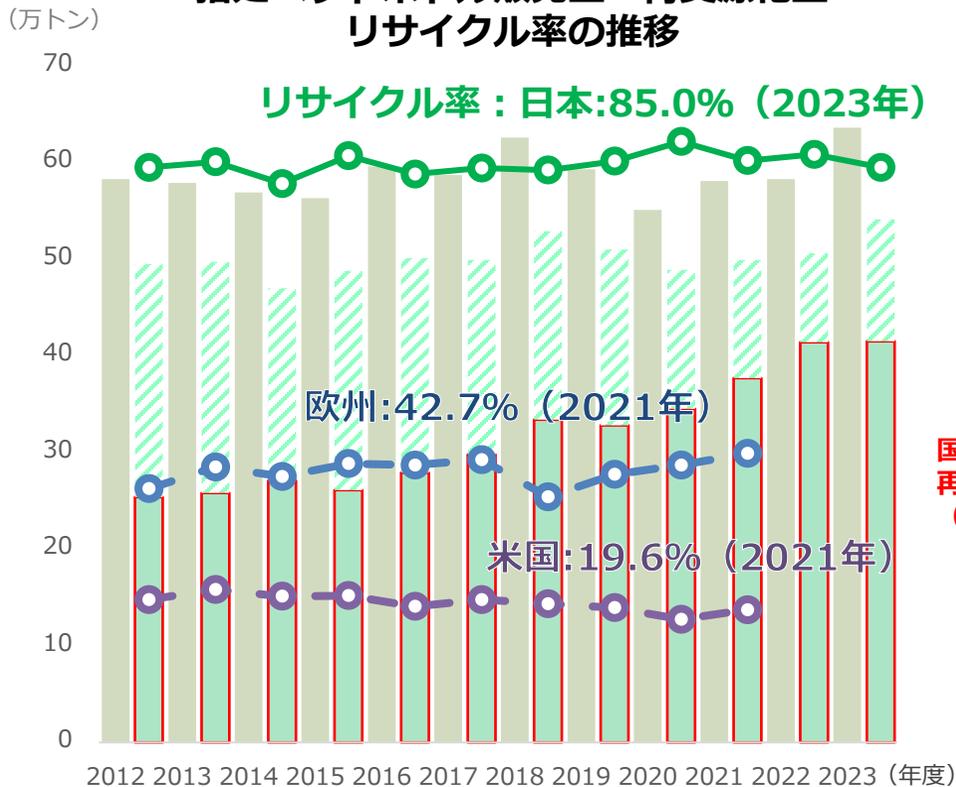
MR : マテリアルリサイクル
CR : ケミカルリサイクル
TR : サーマルリサイクル

国内における指定PETボトルのリサイクル状況

- 日本のPETボトルのリサイクル率は8割以上で推移し、欧米と比べ高い水準。
- ボトル to ボトル比率は3割であり、年々増加している

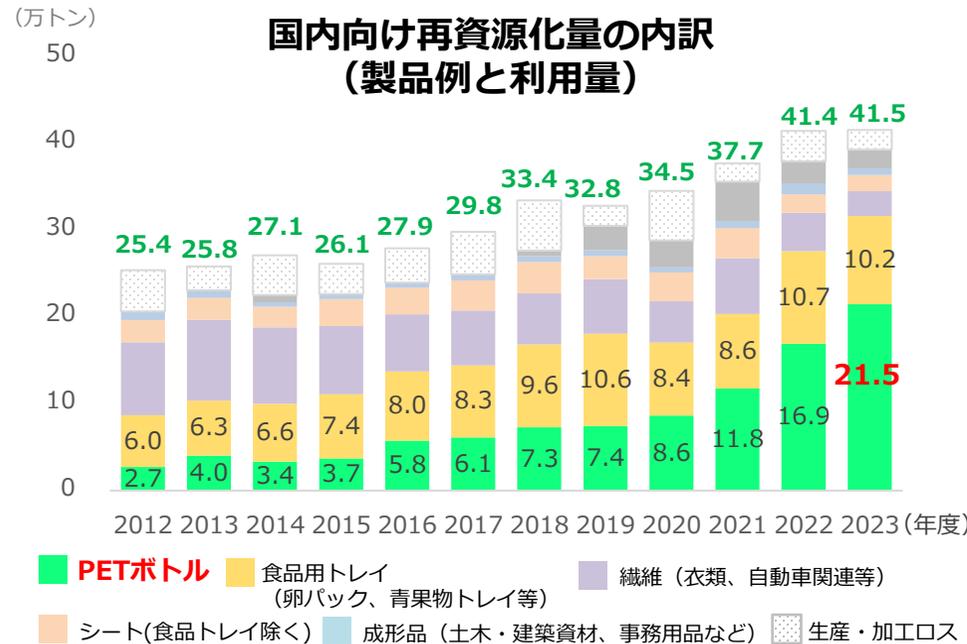


指定ペットボトル販売量・再資源化量 リサイクル率の推移

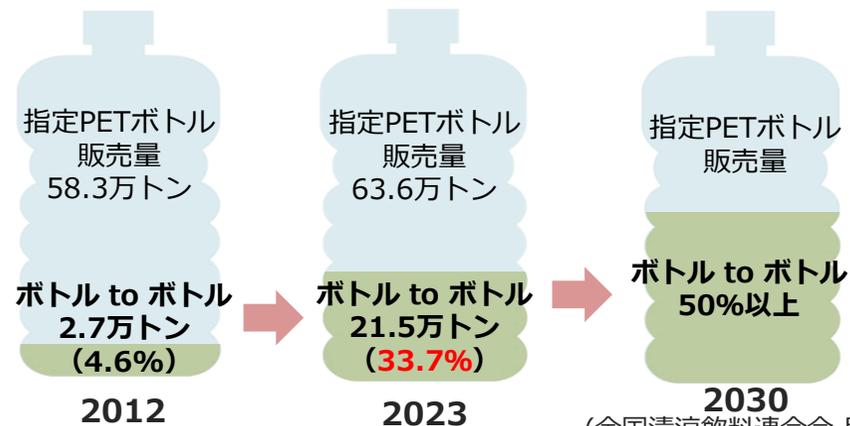


国内向け再資源化 (内訳)

国内向け再資源化量の内訳 (製品例と利用量)



ボトルtoボトルの比率



指定ペットボトル販売量・再資源化量

- 指定PETボトル販売量
- 国内向け再資源化量
- 海外向け再資源化量

ペットボトルリサイクル率

- 日本
- 欧州
- 米国

日本 = PETボトルリサイクル推進協議会 (リサイクル率 = 再資源化量 / 販売量)
 欧州 : Wood Mackenzie社 (2018年調査方法の精査修正)、米国 : NAPCOR
 ※欧州の元データは、PETCORE (隔年報告)、2017年は、Wood Mackenzie

指定ペットボトルリサイクル率が高い理由

- 指定PETボトルについては、資源有効利用促進法の識別表示義務、業界自主基準（無色透明、PET単一等）などにより、消費者がPETボトルを容易に認識でき、自治体等による分別収集が可能であるためリサイクル率が高い。

① 指定PETボトル（資源有効利用促進法）

飲食料品用途かつ水で簡単に洗浄できるPETボトル製品を指定し、リサイクルする対象として表示する義務。



② 容器包装リサイクル法

消費者、市町村、事業者の役割分担を決めて、家庭から排出される指定PETボトルのリサイクルを推進。
事業者は再商品化義務が課される。

③ 業界による自主規制

リサイクルしやすいPETボトルとするため、指定PETボトル製品に使用するボトル、ラベル、キャップ等について規定した自主設計ガイドラインを策定。
（1992年～、PETボトルリサイクル推進協議会）

指定ペットボトルの種類		
飲料	清涼飲料	茶系飲料、炭酸飲料、スポーツドリンク、ミネラルウォーター、コーヒー、コーヒー飲料など
	果汁飲料	フルーツジュース、野菜ジュースなど
	酒類	焼酎、本みりん、洋酒、清酒など
	牛乳・乳飲料 等	ドリンクタイプのはっ酵乳、乳酸菌飲料及び乳飲料など
特定調味料	しょうゆ	
	しょうゆ加工品	めんつゆなど
	アルコール発酵調味料	
	みりん風調味料	
	食酢	
	調味酢	
	ドレッシングタイプ調味料	ノンオイルドレッシングなど

※ 2002年12月「乳等省令」により、「ドリンクタイプのはっ酵乳、乳酸菌飲料及び乳飲料」への使用が可能に
2008年4月「しょうゆ」から「特定調味料」に拡大
2017年4月「アルコール発酵調味料」が追加

設計ガイドラインのポイント



環境配慮設計の取組

- **プラスチック資源循環促進法**に基づき、**国が設計指針を策定し**、プラ使用製品の設計・製造事業者が取り組むべき事項及び配慮すべき事項を定め、**特に優れたプラスチック使用製品の設計を国が認定**。認定プラスチック使用製品はグリーン購入法上の配慮や製造施設・設備を支援。
- 食品等事業者の自主的な取組として、**プラスチック減量化**等の排出抑制に向けた取組や、飲料用等ペットボトルにおける**再生プラスチック利用**などが進められている。

プラスチック使用製品設計指針

(令和4年内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第1号)

プラスチック使用製品製造事業者等が取り組むべき事項及び配慮すべき事項

(1) 構造	① 減量化	② 包装の簡素化	
	③ 長期使用化・長寿命化	④ 再使用が容易な部品の使用又は部品の再使用	
	⑤ 単一素材化等	⑥ 分解・分別の容易化	
	⑦ 収集・運搬の容易化	⑧ 破碎・焼却の容易化	
	(2) 材料	① プラスチック以外の素材への代替	② 再生利用が容易な材料の使用
		③ 再生プラスチックの利用	④ バイオプラスチックの利用
		(3) 製品のライフサイクル評価	
(4) 情報発信及び体制の整備			
(5) 関係者との連携			
(6) 製品分野ごとの設計の標準化や設計のガイドライン等の策定及び遵守			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 業界団体等における製品分野ごとの設計の標準化や設計のガイドライン等の策定を実施すること ・ 業界団体等における製品分野ごとの設計の標準化や設計のガイドライン等の策定が実施されている場合には、当該ガイドライン等を遵守するよう努めること 			

認定制度

指定調査機関による技術的な調査（設計調査）において、**製品分野ごとに別に定める基準（製品設計基準）**等への適合を確認し、**国（主務大臣）が設計認定**を行う。

食品等事業者における取組

減量化



分別の容易化



紙素材への代替



再生・バイオプラの利用



【出典】農林水産省HP

製品設計基準（告示）

2025年7月、法施行後初となる、4製品の製品設計基準が告示（2026年1月施行予定）

- ① 清涼飲料用ペットボトル容器
- ② 文具
- ③ 家庭用化粧品容器
- ④ 家庭用洗剤容器

3. 容器包装プラスチックをめぐる国内外の政策動向



① 再生資源の利用計画策定・定期報告（指定脱炭素化再生資源利用促進製品）

- 脱炭素化の促進のため、再生材の利用義務を課す製品を特定し、当該製品の製造事業者等に対して、再生材の利用に関する計画の提出及び定期報告を求める。

② 環境配慮設計の促進（資源有効利用・脱炭素化促進設計指針）

- 資源有効利用・脱炭素化の促進の観点から、特に優れた環境配慮設計（解体・分別しやすい設計、長寿命化につながる設計）の認定制度を創設。
- 認定製品はその旨の表示、リサイクル設備投資への金融支援など、認定事業者に対する特例を措置。

③ GXに必要な原材料等の再資源化の促進（指定再資源化製品）

- 高い回収目標等を掲げて認定を受けたメーカー等に対し廃棄物処理法の特例（適正処理の遵守を前提として業許可不要）を講じ、回収・再資源化のインセンティブを付与。

④ CE（サーキュラーエコノミー）コマースの促進

- シェアリング等のCEコマース事業者の類型を新たに位置づけ、当該事業者に対し資源の有効利用等の観点から満たすべき基準を設定。

脱炭素化再生資源の指定について

- 脱炭素化再生資源として、再生プラスチックを指定。
- 再生プラスチックの定義については、プレコンシューマ材及びポストコンシューマ材の両方を含むもの（使用済物品等又は副産物を原材料として利用することができる状態にしたプラスチック）として規定する。

<指定の考え方>

指定要件	プラスチック
<p>①脱炭素化の観点</p> <ul style="list-style-type: none">・天然資源に比べて、再生資源を利用することでその原材料のライフサイクル全体を通じた二酸化炭素の排出量を大きく低減できること・世界的に脱炭素に資する製品に必要な資源の需要が増加する中で脱炭素社会の形成のために必要不可欠な製品に利用される資源であること。	<p>プラスチックを再生資源として利用することにより、二酸化炭素の量を大きく低減可能。</p>
<p>②海外依存度の高さから安定的な供給が求められること。</p>	<p>プラスチックの原料となる石油は輸入依存度が高い。</p>
<p>③技術的・経済的に再生資源の利用が可能※ではあるものの、量・質の確保等の課題があり、政策的な措置が必要であること。</p> <p>※「技術的に可能」：現在の技術水準等を考慮してその技術的可能性があること。</p> <p>※「経済的に可能」：設備投資による負担が著しく過重であるなど、経済的におよそ不可能なものではないこと。</p> <p>（出典：資源有効利用促進法逐条解説）</p>	<p>再生プラスチックの利用に関しては、技術的・経済的にも利用が可能な状況であるが、国内廃プラスチックが年間800～900万トン発生しているにもかかわらず、そのうち国内での再生資源の利用率は5%程度に留まっている。</p>

指定脱炭素化再生資源利用促進製品の指定の考え方

- 国内の再生プラスチックの供給基盤の確立に向けては、需要と供給の両輪で取り組むことが必要。
- 業界ヒアリングを踏まえ、再生プラスチックの利用拡大を主導していく業界として、自動車、家電4品目、容器包装（食品（飲料PETボトル除く）や医薬品を除く）を指定することとしたい。

自動車

- 自動車リサイクル法による回収体制の整備、分離・再資源化に向けた課題整理・検討が進んでおり、業界として利用拡大に向け意欲的に取り組んでいる。再生プラ利用規模も大きく、国際競争力のある再生材供給産業の育成に向けて産業界をリードいただく観点から、**自動車を指定対象とすることとしたい。**
- 定期報告において、再生プラスチック利用実績の報告開始時期については、サプライチェーンの複雑さ等も考慮し、柔軟な運用を行う。
- ただし、再生プラの量／質／コストの課題など供給側の課題への対応、欧州ELV規則等グローバルなルールと整合した運用等が今後必要。

家電

- 家電リサイクル法による回収体制の整備、分離などの技術開発状況、再生プラ利用に向けた業界として意欲を踏まえ、**家電4品目を指定対象とすることとしたい。**
- ただし、更なる再生プラ利用拡大には向けるとは、消費者も含めた再生プラが利用される環境の醸成や、易解体が普及する仕組み整備等の課題への対応が今後必要。

容器包装

- 容器包装リサイクル法による回収体制の整備、分離・再生技術が一定揃っていること、業界団体として意欲的な再生プラ利用目標を掲げていることを踏まえると、**容器包装を指定対象とすることとしたい。**
- ただし、効率的な回収・選別体制の構築や、再生プラ利用事業者へのインセンティブ等、容器包装リサイクル制度の見直しを含めた仕組み整備が必要。

指定脱炭素化再生資源利用促進製品に対しては、**再生プラスチックの量・質の改善に向けた供給体制の整備や利用拡大に向けた技術開発支援等**、政府として必要な支援を積極的に実施していく。

生産量又は販売量の要件について

- 計画作成・定期報告、勧告・命令の対象となる生産量（製造発注を含む）又は販売量（輸入販売に限る）の要件について、以下のとおり定めることとしたい。

指定脱炭素化再生資源利用促進製品	計画・定期報告に関する生産量又は販売量の要件	勧告・命令に関する生産量又は販売量の要件	考え方
プラスチック製容器包装	一万トン	一万トン	容器包装全体（食品（飲料PETボトル除く）・医薬品除く）の約6割をカバーする水準。
自動車	一万台	一万台	現行資源法（指定再利用促進製品等）において、1万台が要件となっている。国内大手メーカーすべてが対象となる水準。
ユニット形エアコンディショナ	五万台	五万台	現行資源法（指定再利用促進製品等）において、5万台が要件となっている。生産量及び輸入量の99%をカバーする水準。
テレビ受像機	五万台	五万台	現行資源法（指定再利用促進製品等）において、5万台が要件となっている。生産量及び輸入量の96%をカバーする水準。
電気冷蔵庫	五万台	五万台	現行資源法（指定再利用促進製品等）において、5万台が要件となっている。生産量及び輸入量の93%をカバーする水準。
電気洗濯機	五万台	五万台	現行資源法（指定再利用促進製品等）において、5万台が要件となっている。生産量及び輸入量の96%をカバーする水準。

制度の点検の方向性

- 2026年4月1日の改正資源法施行後5年以内に、本委員会での議論や、**業界ごとの特性や技術的課題、再生プラスチックの需給バランス、品質、産業競争力等を十分に分析**した上で、必要に応じて制度の見直しを実施していく。現時点での方向性は以下のとおり。
- ✓ **対象資源**：プラスチック以外の資源についても、再生資源の利用拡大に向けて議論していく。
- ✓ **対象製品**：今回指定する**3製品以外**についても、回収体制や再生資源利用の技術的可能性等を踏まえて**追加検討**していく。特に**食品容器包装**については、容器包装全体に占める割合が大きいことから、食品業界の実態を踏まえつつ、議論していく。**容器包装の生産量又は販売量の要件である1万トンの基準**について、より幅広い事業者を対象としていく観点から、施行後見直しを実施する。
- 計画及び定期報告の提出開始後、各事業者の利用実態を集計して**日本全体としての再生プラスチックの需要規模を公表**していく。
- **CPsで策定されるロードマップ等も活用**しながら、将来的には、**定量目標の導入**について検討していく。

条約制定に向けた動向

G20大阪サミット (2019年)

世界共通のビジョンとして、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的汚染をゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を日本が提唱し、共有（現在87か国・地域が共有）

国連環境総会 (2022年)

海洋環境のプラスチック汚染に対応した**国際的に法的拘束力のある文書（条約）を策定するための政府間交渉委員会（INC）を設立し、2024年末までの作業完了を目指す**と決議。

G7広島サミット (2023年)

2040年までに追加的なプラスチック汚染をゼロにする野心を持って、プラスチック汚染を終わらせることに合意。

INCの開催状況

INC 1～4 (2022年11月、2023年5月、11月、2024年4月)

条約の前文・スコープ・目的・原則、主要義務規定（一次プラスチックポリマー、懸念のある化学物質・ポリマー、問題があり回避可能なプラスチック製品、製品設計、拡大生産者責任（EPR）、廃棄物管理等）、条約の実施手段・措置（資金・技術支援、国別行動計画等）などを議論。

INC5.1 (2024年11月25日～12月1日、韓国・釜山)

プラスチック製品の製造・使用に関する規制、途上国向けの資金支援等をめぐり、各国の意見の懸隔が大きいまま終結。最終日に議長が示した条文案を出発点として利用し、**再開会合において交渉を継続**

INC5.2 (2025年8月4日～8月15日、スイス・ジュネーブ)

INC5.1で議長（エクアドル）が提示した条文案を元に、前文から最終規定に至るまで条約全体の案文について、4つの作業部会に分かれて分野毎に交渉。議長から2度の条文案が再度提示されたものの、各国の意見の懸隔が大きいまま推移し、合意には至らず、後日、**交渉会合を再開**することとされた（開催時期・場所未定）。

- 2022年11月、欧州委員会は、EU域内の包装全般の廃棄物の削減等を目的に、**包装及び包装廃棄物規則案を提案**。
- 2024年12月に正式可決。2025年2月発効。
- 今後、下位規則により、規則の詳細が決定され、主な要件は2030年以降適用される予定。

【対象】

- 食品に限らず**全ての包装及び包装廃棄物**が対象。

【主要義務規定】

- 全ての包装はリサイクル可能でなければならない** (第6条)。
- プラスチック包装は、最低割合のリサイクル材を含まなければならない** (第7条)。



【出典】 EU理事会HP

<https://www.consilium.europa.eu/en/policies/packaging/>

リサイクル可能な包装 (第6条)

- 包装のリサイクル可能性評価は、A、B、Cの性能等級に基づき行い、以下の等級を満たす包装のみが上市可能。
 - 2030年1月1日以降は、A~C評価を満たす包装のみ。
 - 2038年1月1日以降は、A、B評価を満たす包装のみ。

〔 A : 重量換算95%以上、B : 80%以上、
C : 70%以上リサイクル可能 〕

プラスチック包装のリサイクル材含有割合 (第7条)

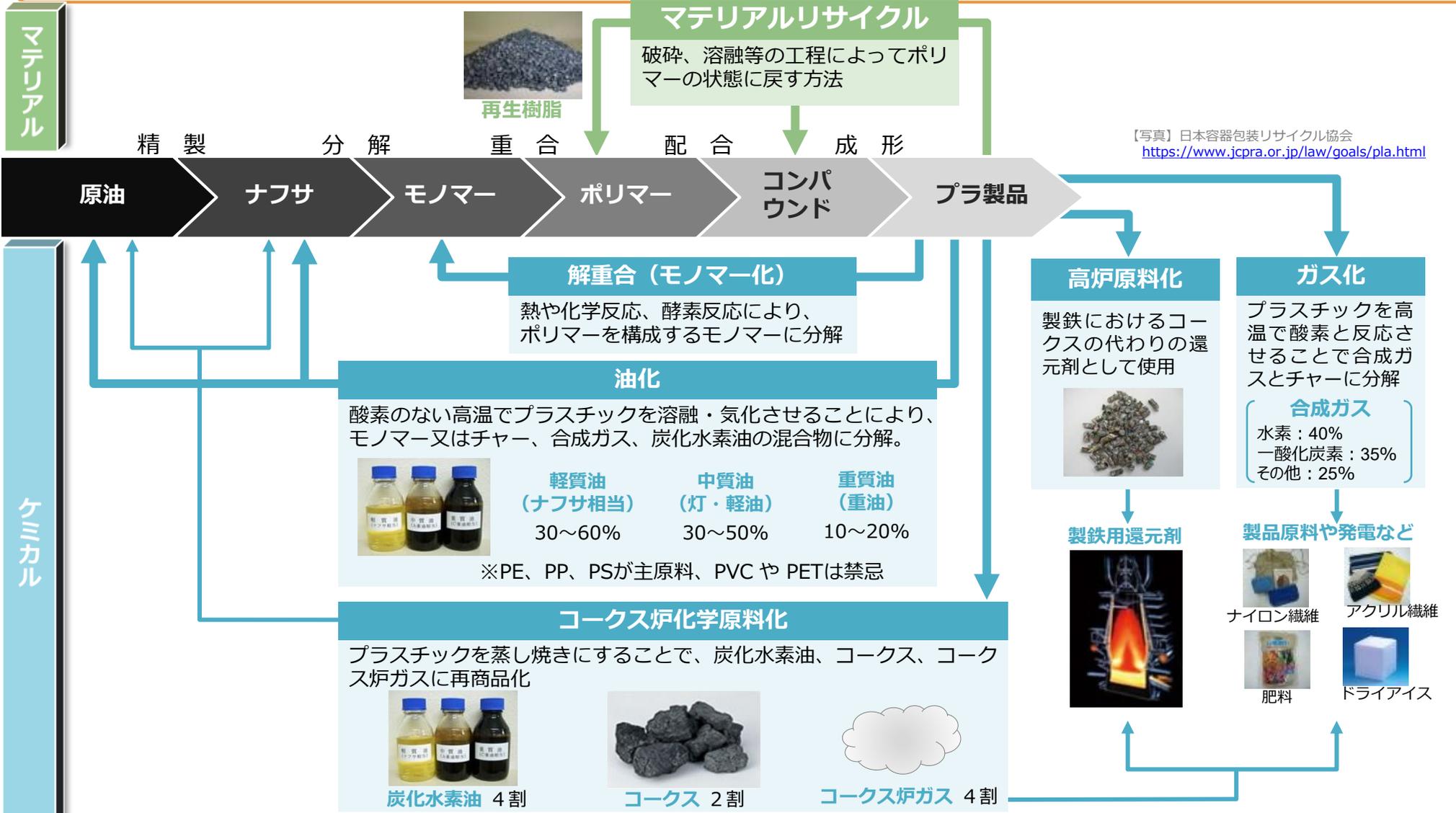
主要成分	最低含有率 (2030年以降)	最低含有率 (2040年以降)
接触PET包装 (使い捨てプラスチック飲料ボトルを除く)	30%	50%
PET以外の接触プラスチック包装 (使い捨てプラスチック飲料ボトルを除く)	10%	25%
使い捨てプラスチック飲料ボトル	30%	65%
その他のプラスチック包装	35%	65%

4. 食品のプラスチック容器包装のリサイクルの課題



プラスチックリサイクルの手法

- プラスチックのリサイクル技術は、廃プラから、粉碎・洗浄・造粒などの工程を経て再利用できる形に加工するマテリアルリサイクル（MR）、廃プラを一度化学的に分解し、元の原料であるモノマーやナフサとして再生利用するケミカルリサイクル（CR）、廃プラを燃やして熱エネルギーとして回収するサーマルリサイクル（TR）に大別される。



（注）油化、ガス化された物質のうち、発電又は燃料に用いられる場合は、サーマルリサイクルに分類される。

容器包装に関する食品衛生法上のポジティブリスト制度

- 食品衛生法上、容器包装は一律に満たすべき一般規格や、材質・用途ごと満たすべき個別規格が定められている。
- 加えて、合成樹脂（プラスチック）については、原則として使用を禁止しつつ、個別に規格の定められたもののみ使用を認めるポジティブリスト制度が設けられている。
- 容器包装に使用可能なプラスチック素材として、複数の基材（ポリマー）が告示により規定され、さらにポリマーを構成するモノマーとして使用可能な物質等が「モノマー等通知」に定められている。
- 同通知において、マテリアルリサイクル（物理的再生処理）が行われたモノマーの条件として、PET及びPS由来に限ることが規定されている（現在、対象の追加について議論が進行）。

食品衛生法（昭和22年法律第233号）

第18条 内閣総理大臣は、公衆衛生の見地から、食品衛生基準審議会の意見を聴いて、販売の用に供し、若しくは営業上使用する器具若しくは容器包装若しくはこれらの原材料につき**規格を定め、又はこれらの製造方法につき基準を定めることができる。**

② 前項の規定により規格又は基準が定められたときは、その規格に合わない器具若しくは容器包装を販売し、販売の用に供するために製造し、若しくは輸入し、若しくは営業上使用し、その規格に合わない原材料を使用し、又はその基準に合わない方法により器具若しくは容器包装を製造してはならない。

③ 器具又は容器包装には、成分の食品への溶出又は浸出による公衆衛生に与える影響を考慮して**政令で定める材質の原材料**であつて、これに含まれる物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を除く。）について、当該原材料を使用して製造される器具若しくは容器包装に含有されることが許容される量又は当該原材料を使用して製造される器具若しくは容器包装から溶出し、若しくは浸出して食品に混和することが許容される量が**第一項の規格に定められていないものは、使用してはならない。**ただし、当該物質が人の健康を損なうおそれのない量として内閣総理大臣が食品衛生基準審議会の意見を聴いて定める量を超えて溶出し、又は浸出して食品に混和するおそれがないように器具又は容器包装が加工されている場合（当該物質が器具又は容器包装の食品に接触する部分に使用される場合を除く。）については、この限りでない。

規格基準の策定

ポジティブリスト制度

食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）

（法第十八条第三項の材質）

第一条 食品衛生法（以下「法」という。）**第十八条第三項の政令で定める材質は、合成樹脂とする。**

対象材質（プラ）

食品、添加物等の規格基準（昭和34年12月28日厚生省告示第370号）

【A一般規格】
● 器具・容器包装のポジティブリストによる管理

【第1表】 ● **合成樹脂の基材（ポリマー）を規定** ● エステル結合、カーボネート結合など基本構造ごとに**21種類に分類**。 ※具体的なモノマー等は別途通知で規定。 ● 使用量の制限はない。

プラに使用可能な物質（ポリマー）

食品、添加物等の規格基準別表第1第1表に規定する基材を構成するモノマー等について

（令和5年11月30日健生食基発1130第1号）最終改正：令和6年9月27日

使用可能な化学物質（モノマー）

別紙12 エステル結合を主とする重合体

別紙15 芳香族炭化水素を主なモノマーとする重合体

名称	使用制限等
任意の化学処理	重合体への処理に限る。
物理的再生処理	エチレングリコール及びテレフタル酸の合計が重合体の構成成分に対して50mol%以上の重合体への処理に限る。

PET

名称	使用制限等
任意の化学処理	重合体への処理に限る。
物理的再生処理	重合体の構成成分に対して、スチレンが50%以上の重合体への処理に限る。

PS

食品用器具及び容器包装の製造に用いる合成樹脂の原材料としてのリサイクル材料の使用に関する指針

(令和6年3月28日 厚生労働省 健康・生活衛生局 食品基準審査課長、食品監視安全課長連名通知)

- 食品用器具及び容器包装の原材料として「リサイクル材料」を使用する際、法第18条第3項に基づく規格（ポジティブリスト）への適合及び施行規則第66条の5第2項（適正製造管理基準）に規定する食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な管理（リスク管理）の水準に関する要件を定めるもの。
- 食品用器具又は容器包装の原材料として適切な「リサイクル材料」の要件として、回収材料の品質・選別、汚染物質の除去、処理工程等について定めており、容器包装製造事業者は本指針を参考に自らの製品の安全性を保证する必要がある。

食品用器具及び容器包装への再生材の使用可能性

原料となる 廃プラスチックの由来		処理方法		
		マテリアルリサイクル (物理的再生処理)	ケミカルリサイクル (化学的再生処理)	
プレ コン シュー マ	食品用途	使用可 ポジティブリストに適合する物質であること、食品用途の製品の原材料として適切なものであることを条件とする	使用可 回収材料中の汚染物質が十分に除去されることが保証されること、ポジティブリストに適合する物質であること、食品用途の製品の原材料として適切なものであることを条件とする	
	非食品用途			
ポ ス ト コ ン シュー マ	食品 用途	PS、PET		使用可 食品用途の原材料として適切なものであることを条件とする
		その他		現在は使用不可だが議論中 2025年9月29日に開催された食品衛生基準審議会器具・容器包装部会において、PP、PEの追加に係る議論が開始
	非食品用途	使用不可 回収材料は食品用途の使用済み製品に限定されている		

(注) プレコンシューマ材料：製造工程における廃棄物の流れから取り出された材料。

ポストコンシューマ材料：家庭から排出される材料、又は製品のエンドユーザーとしての商業施設、工業施設及び各種施設から本来の目的のためにはもはや使用できなくなった製品として発生する材料。

【出典】厚生労働省(2024)、「食品用器具及び容器包装の製造に用いる合成樹脂の原材料としてのリサイクル材料の使用に関する指針」について、<https://www.mhlw.go.jp/content/11135200/001238005.pdf> をもとに三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

食品のプラスチック容器包装のリサイクルの課題

- 食品プラスチック製容器包装のリサイクルにおいては、マテリアル・ケミカルリサイクル共に、量・質・コストなどの課題が多く存在しており、ユーザーとしての食品産業の実態に即した課題整理・対応が必要。

リサイクル方法	素材	使用製品例	技術的課題	法律的課題	経済的課題等
マテリアルリサイクル	PET	   卵パック 発酵乳飲料	・内容物によっては油分や汚れ、においの除去が困難	— (食品衛生法のPL制度※ ¹ において、食品容器包装由来のものに限り、食品接触面へ利用可能)	— (飲料用PETボトルは国内リサイクルが確立)
	PS	   食品トレー 納豆容器	・包装フィルム等のインクによる色混ざり・色ムラなどの除去が困難	・食品衛生法のPL制度※ ¹ において、食品接触面への利用が不可(議論中)	・再生材のコストが高い(バージン材の2倍※ ²)
	PP	  パン 菓子(個包装等)	・食品衛生の観点から、求められるリサイクル原料の品質が高い		・消費者から小規模分散で排出されるため、個別製品ごとの分別回収は効率が悪い
	PE	   キャップ 砂糖袋	・(複合フィルム)剥離してリサイクルできない	・素材次第(PET、PS由来であれば利用可能)	・いわゆるフィルム素材といった透明袋などは見た目では区別がつかず、消費者による分別が困難
	複合フィルム	   マヨネーズ レトルトパウチ	・(複合フィルム)剥離してリサイクルできない		 
ケミカルリサイクル	様々な分野の素材に利用可能	・科学的に分解し、元の化学成分に戻して再利用するので様々な分野の製品に利用可能	・手法は様々でリサイクル効率に違いあり	・特になし	・国内プラントが限られコストは、現状、バージン材の3倍※ ²

※1 PL制度：ポジティブリスト制度 ※2 事業者からの間取り

本TFで御議論いただきたい論点

- ① 食品産業における再生プラスチックの利用に当たっては、技術的・法律的・経済的課題が存在する中で、どのような条件が整えば、食品容器包装プラスチックが資源有効利用法指定の対象にできるのか。
- ② 本条件の実現に向けて、供給側及び需要側で取り組むべきことは何か。

TFスケジュール(想定)

2025年

- 10月 第1回：食品容器包装におけるプラスチックをめぐる状況の共有及び意見交換
- 11月 第2回：資源循環をめぐる情勢、高度化法、容リ法等について経済産業省、環境省等から説明
- 12月 第3回：CLOMA及び食品企業・団体からヒアリング(取組及び課題)

2026年

- 1月 第4回：食品産業におけるプラスチック資源循環に向けた今後の取組方向の検討
- 2月 第5回：食品産業におけるプラスチック資源循環に向けた今後の取組方向の決定